



税務関係書類へのマイナンバー記載と本人確認の実施について

平成 27 年 10 月から個人番号・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。市税の分野については、減免申請書など税務関係の申告・申請書に個人番号・法人番号を記載いただくこととなります。

個人番号を記載した税務関係書類が提出されたときは、記載された番号が正しいものであること（番号の確認）、番号が本人のものであること（身元の確認）を表 3 により確認をさせていただきます。



また、本人に代わって代理人の方により税務関係書類が提出されたときは、上記の確認に加えて、代理権と代理人の身元確認を表 4 により確認させていただきます。

郵送で提出する場合は、番号と身元確認書類の写しを添付して提出してください。

なお、市民課窓口において納税証明書などの各種税証明書を発行する場合にも本人確認を実施していますので、運転免許証など顔写真で本人の確認をさせていただくものであれば 1 点、健康保険証、年金手帳など顔写真のないもので確認をさせていただくものであれば 2 点、ご持参ください。

(表 3)

市税に係る番号確認及び身元確認を行う際の書類

確認内容	確認を行う書類	必要となる数
番号の確認	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 個人番号の通知カード 個人番号が記載された住民票の写し 住民票記載事項証明書  <p>▲個人番号の通知カードの例</p>	左記のうち いずれか 1 点
身元の確認 (本人確認)	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 運転免許証、運転経歴証明書 旅券（パスポート） 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳 在留カード、特別永住者証明書  <p>▲個人番号カードの例</p>	左記のうちであれば いずれか 1 点
	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険の被保険者証 年金手帳 児童扶養手当証 特別児童扶養手当証 など 	左記のうちであれば いずれか 2 点

(表 4)

本人（委任者）の代理人が提出する際の書類

確認内容	確認を行う書類	必要となる数
代理権の確認	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本その他の資格を証明する書類（法定代理人の場合） 委任状 委任者の運転免許証の写しまたは公的医療保険の被保険者証の写し など 	左記のうち いずれか 1 点
本人（委任者）の 番号の確認	<ul style="list-style-type: none"> 本人（委任者）の個人番号カードの写し 本人（委任者）の個人番号の通知カードの写し 本人（委任者）の個人番号が記載された住民票の写し 本人（委任者）の住民票記載事項証明書の写し 	左記のうち いずれか 1 点
代理人の 身元の確認	<ul style="list-style-type: none"> 代理人の個人番号カード 代理人の運転免許証、運転経歴証明書 など 	左記のうちであれば いずれか 1 点
	<ul style="list-style-type: none"> 代理人の公的医療保険の被保険者証 代理人の年金手帳 代理人の児童扶養手当証 代理人の特別児童扶養手当証 など 	左記のうちであれば いずれか 2 点

問い合わせ先 税務課課税係 (22) 2111 (内線 225)
 税務課資産係 (22) 2111 (内線 226)
 税務課収納係 (22) 2111 (内線 227)



平成 28 年度償却資産の申告は 平成 28 年 2 月 1 日(月)までに お願いします

償却資産とは、個人や法人で工場・商店・農業などの事業を営む方が、その事業のために使用する機械・器具・備品（土地や家屋以外）などの資産で、1月1日現在の償却資産の所有者に固定資産税が課税されます。

表1に該当する資産を所有されている方には「申告書」をお送りしますので、申告書の内容をご確認の上、必ず申告してください。（申告書提出先：税務課資産係）

また、償却資産申告書が届いていない方でも、市内で事業を営まれている方は申告が必要になります。（表2に該当する軽自動車に関しては軽自動車税の課税対象となりますのでご注意ください。）

なお、平成28年度償却資産申告書提出の際から、個人番号・法人番号の記載が必要になりますので、申告の際は表3、4の確認書類をご持参ください。

(表1)

償却資産の対象となるもの

業種別	内容
共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、駐車設備 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車 など
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、レジスター など
医業、獣医業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器 など
不動産貸付業	門扉・塀・緑化設備などの外構工事（家屋は除く） など
理容業、美容業	理容・美容椅子、洗面設備、サインポール など
農業	農業用機械、パイプハウス、スプリンクラー など

(表2)

軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車（道路運送車両法施行規則第二条別表第一に規定する基準）

	長さ (m)	幅 (m)	高さ (m)	最高速度 (km/h)	総排気量 (cc)	平成28年度 年税額 (円)
農耕作業用自動車（乗用） (※1)	制限なし	制限なし	制限なし	35未満(※3)	制限なし	2,400
上記以外の小型特殊自動車 (※2)	4.7以下	1.7以下	2.8以下	15以下(※3)	制限なし	5,900

(※1) 農耕作業用自動車（乗用）

- ・国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車（例：型式番号が「農***」のもの）
- ・乗用農耕トラクタ、乗用コンバイン、スピードスプレーヤー など

(※2) 上記以外の特殊自動車

- ・フォークリフト、ショベルローラ、ロードローラ、ロータリー除雪車 など

(※3) 農作業用自動車は、最高速度35km/h以上のものや、産業・建設車両などで最高速度15km/hを超えるものは「大型特殊自動車」に該当します。事業用であれば固定資産税の対象になりますので償却資産の申告をお願いします。